

## 恵庭市における新たな工業団地検討に関するサウンディング型市場調査実施要領

恵庭市では、新たな工業団地の検討に関して、民間事業者の意見を伺う「サウンディング型市場調査」を実施します。

### 1 調査の目的

恵庭市では、「近年の工業用地の不足」や「千歳市への次世代半導体製造企業ラピダスの進出による新たな需要」を背景に、新市街地の検討を進めています。

上記検討の一環として、昨年度実施した「新市街地開発意向に係るサウンディング型調査」にて民間の開発意向が示された「戸磯地区」を調査対象エリアとして、当該地における工業団地としての具体的な開発意向及び企業立地の可能性について確認するとともに、今後の官民連携による事業手法の検討や課題の整理に役立てることを目的に、新たに「恵庭市における新たな工業団地検討に関するサウンディング型市場調査」（以下「サウンディング」という。）を実施するもの。

### 2 調査対象エリアの概要

所在地	恵庭市戸磯地区
想定地積	最大約125ヘクタール ※別図「工業団地調査対象エリア」参照
土地利用規制	市街化調整区域、農業振興地域内農用地区域（青地）
想定土地利用	工業系
想定立地業種	製造業、物流業、半導体関連企業 等
その他	〈ハザードマップ〉 一部地域が洪水浸水想定区域に含まれています。 〈埋蔵文化財〉 一部地域が埋蔵文化財包蔵地に含まれています。 〈地権者の状況〉 対話に参加いただいた方に個別にご案内いたします。

### 3 スケジュール

項目	日程
実施要領の配布	令和6年6月28日（金）～7月8日（月）
質問の受付	
サウンディング 参加申込み	令和6年7月11日（木）～8月16日（金）
個別対話の実施	令和6年7月16日（火）～8月23日（金）
調査結果概要 の公表	令和6年10月下旬予定

#### 4 サウンディング参加対象者

民間事業者（事業の実施主体となる意向を示す法人又は法人のグループ）

※ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ② 参加申込書提出時点で、（指名停止措置要綱等）に基づく指名停止を受けている者
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなされている場合
- ④ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている場合
- ⑤ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員の統制下にある者。また、暴力団員及びその利益となる活動を行っている者が含まれている場合
- ⑥ 市税等を滞納している者
- ⑦ 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者

#### 5 サウンディング実施の流れ

##### （1）質問の受付（希望者のみ）

サウンディングに関する質問がある場合は、「質問書」（別紙 1）に必要事項を記入し、次の宛先まで Eメールにて送付ください。質問への回答は、質問から概ね 1 週間以内に質問者に対して Eメールで行うとともに、質問者名を伏せた上でホームページに掲載します。

なお、受信確認のため、送信後に申込先の担当者へ電話（平日 8：45～17：15 まで）にて送信した旨ご連絡ください。

【受付期間】令和 6 年 6 月 28 日（金）～7 月 8 日（月）

【送付先】Eメール：shoukouroudou@city.eniwa.hokkaido.jp

##### （2）参加申込み

本調査への参加を希望する事業者は、「エントリーシート」（別紙 2）及び「対話資料」（別紙 3）に必要事項を記入し、次の宛先までご提出ください。

なお、Eメールで申し込む場合は件名を「サウンディング参加申込」とし、受信確認のため、送信後に申込先の担当者へ電話（平日 8：45～17：15 まで）にて送信した旨ご連絡ください。

【受付期間】令和 6 年 7 月 11 日（木）～8 月 16 日（金）

【送付先】Eメール：shoukouroudou@city.eniwa.hokkaido.jp

〒061-1498 恵庭市京町 1 番地 恵庭市 経済部 商工労働課

※対話資料は対話予定日の 1 週間前までにご提出ください。

### (3) 個別対話の実施

幅広く意見交換を行う場として、提案事業者との個別対話を行います。実施日時については、直接ご担当者との調整の上決定します。

なお、対話に参加できる人数は1事業者（グループ）3名までとします。

【受付期間】令和6年7月16日（火）～8月23日（金）※土日祝日を除く

## 6 個別対話の実施

サウンディングでの対話内容として、次の項目を予定しています。

各項目について、具体的な対話を行うため、「対話資料」（別紙3）に可能な範囲でご記入の上、対話予定日の1週間前までにご提出ください。

### 【対話項目】

- ① 事業実績
- ② 一体開発の可否
- ③ 開発希望エリア及び順序
- ④ 事業スケジュール
- ⑤ 整備手法
- ⑥ 整備イメージ（区画、公共施設の配置）
- ⑦ 立地希望事業者の確保見込み及び立地希望事業者の業種
- ⑧ 分譲価格（想定）
- ⑨ 開発にあたっての課題とその解決策
- ⑩ 行政に求める支援等
- ⑪ 事業の特色（独自の提案）
- ⑫ その他、事業全般に関する提案・意見・要望等

## 7 土地利用規制への対応及び開発手法

都市計画の見直し、変更及び農振法及び農地法に基づく手続きによる対応を想定しています。（見直し、変更及び手続の実施を約束するものではありません）

具体的な開発手法については、サウンディング結果等を踏まえ検討します。

## 8 サウンディング結果の公表

サウンディングの実施結果について、恵庭市ホームページで概要の公表を予定しています。ただし、参加事業者名の名称は公表しません。また、参加事業者のアイデア及びノウハウ保護に配慮し、公表にあたっては、事前に申込者へ内容の確認を行います。

【公表時期】令和6年10月下旬予定

【公表内容（予定）】対話項目：②④⑤⑨⑩

## 9 留意事項

### (1) サウンディング参加に関する費用

サウンディングへの参加に関する費用（書類作成、個別対話等への費用等）につ

いては、参加者の負担とします。

(2) 参加事業者の取扱い

当該案件に関する事業者の公募を実施する場合、事業者のサウンディングへの参加実績が優位性を持つものではありません。

ご提案いただいた内容は、当該案件活用の公募条件等を検討・決定する際の参考としますが、必ずしも条件に反映されるものではありません。

(3) 現地への立ち入り

調査対象エリアについて、現段階では開発に関して地権者の合意を得ている状況ではありませんので、現地への立ち入りはご遠慮ください。

(4) 追加対応への協力

本サウンディング終了後も、必要に応じて追加対話（文書照会を含む）を実施させていただくことがあります。その際にはご協力をお願いします。

【本件に関する問合せ・申込先】

〒061-1498 北海道恵庭市京町1番地

恵庭市経済部商工労働課／本庁舎3F

TEL：0123-33-3131（内 3931, 3932）

Eメール：shoukouroudou@city.eniwa.hokkaido.jp